

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法定化）

に関する Q&A（令和2年3月2日時点）

※現時点版のもの。今後変更がありうる。

1. 全般

Q 1 今回の母子保健法の一部改正の趣旨如何。

- 近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況。
- 産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題。
- このため、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的としたもの。

Q 2 小規模自治体では、妊産婦の数が少ない、自治体内に産科医療機関等が存在していない、といった事情があるが、そのような場合でも、産後ケア事業を実施する必要があるのか。

- 心身の不調や育児不安等を抱え、支援を必要とする産後の母親が、地域を問わず存在していることに鑑み、産後ケア事業の全国展開を図ることが必要であるが、事業の実施形態等については、地域の実情に応じて適切な方法で実施していただきたいと考えている。
- 改正母子保健法においては、①短期入所型、②通所型（デイサービス型）、③居宅訪問型（アウトリーチ型）の3つの実施類型を定め、各市町村において、いずれかの類型で産後ケア事業を実施することを求めているが、当該市町村内での事業提供が困難な場合には、市町村外の助産所、産科医療機関等に事業委託する、あるいは、地域の実情に応じ、短期入所型の事業を実施せず、通所型（デイサービス型）又は居宅訪問型（アウトリーチ型）の事業類型で産後ケア事業を実施することも想定される。
- また、短期入所型については、医療機関や助産所の空床を利用する形態のほか、自治体において、専用施設を整備・運用することも考えられるが、単一市町村での整備等が困難な場合には、複数の自治体が連携して整備等を行うことにより、各市町村における負担の軽減を図ることも考えられる。

Q3 法改正の施行日はいつを予定しているのか。

- 施行日については、「公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日」とされているが、現時点では来年令和3年4月1日とする方向で検討中。

Q4 施行に向けた今後のスケジュール如何。

- 現在想定している主なスケジュールは以下の通り。ただし、今後、変更の可能性有り

令和2年春 施行日政令の公布（令和3年4月1日施行とするもの）
 施行に伴う改正省令（母子保健法施行規則の一部改正）の公布（実施基準等の策定） ※ 国民への意見募集を実施。
 運営要綱及び補助金交付要綱の見直し

令和2年秋 産後ケア事業のガイドラインの改定
 母子保健ブロック会議の開催（改正内容の詳細を説明）

令和3年4月 改正母子保健法の施行
 改正後の産後ケア事業のガイドライン等を踏まえた運営要綱及び補助金交付要綱の見直し

2. 対象者

Q5 対象者に関して、「出産後1年を経過しない女子、乳児」と定められた理由如何。

- 現行の予算事業では「出産直後から4ヵ月頃までの時期」を対象の目安としているが、これは、一般に産後の母親の心身が回復・安定し、育児や生活全般についても安定する時期を考慮して設定されたもの。
- 「4ヵ月頃まで」はあくまでも目安であり、4ヵ月を超えても必要に応じ利用を認めている自治体もある一方で、中には4ヵ月以降の利用を一切認めていない自治体も存在する。
 後者の自治体では、例えば、在胎24週で生まれた低出生体重児について、生後4か月（修正月齢※ではゼロ日）の時点では入院継続中であり、退院した後、すでに出産後4ヵ月を超過しているという理由で、産後ケアを利用できない、といった問題が指摘されている。
 ※出産予定日を基準にした月齢。
- このように、低出生体重児等の場合は、入院期間の長期化で退院時期が出産後4ヵ月を超える場合もあることや、産婦の自殺は産後5ヵ月以降にも認められるなど、産後1年を通じてメンタルヘルスの重要性が高いこと、などを踏まえ、対象者が定められたもの。

Q 6 現行の運営要綱において、対象者について「家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない」ことなどが示されているが、今般の法制化に伴い、対象者の定義は変更されるのか。

- 自治体によっては、同居家族がいる場合には、産後ケア事業の利用を認めないなど、対象者を限定的に絞っている場合もあると承知。
- しかしながら、同居家族が存在しても、産婦や新生児に対する支援を十分行うことができないことも想定され、同居家族の有無等にかかわらず、産婦健康診査の受診や子育て世代包括支援センターでの相談等によって支援が必要と認められる事例が確認された場合には、積極的に産後ケア事業の利用を勧奨することが望まれる。
- 今後、今般の法改正を踏まえつつ、上記の趣旨を明確化する観点から、産後ケア事業の運営要綱等の見直しを行う予定。

Q 7 産後ケア事業を実施する場合、対象者は母子に限られるのか。父親の取扱い如何。

- 産後ケア事業の基本的な対象は母子であるが、一方で、父親の育児参加を促すことも重要であり、そのような父親への支援も重要。
- 現行の予算事業においても、父親についても各自治体の判断で事業の対象とすることは可能であり、今回の法改正後も取扱いは変更がないこととする予定。

Q 8 多胎児家庭については日常生活や外出に困難を伴うため、産後ケア事業の実施に当たり、運営要綱等において多胎児家庭に対する手続き上の配慮を行うべきではないか。

- 多胎児家庭については日常生活や外出に困難を伴うことから、産後ケアのニーズが高いことが想定。
- そのため、今後、産後ケア事業の運営要綱の見直しを行い、子育て世代包括支援センターや母子保健担当部署の職員が新生児訪問などを通じて直接自宅に訪問する際、事業の説明と併せて、産後ケア事業の申請を受け付けるなどの柔軟な対応が可能とすることにより、多胎児家庭に対する手続き上の配慮を行うこととする予定。

3. 実施施設

Q9 実施施設に関して、「厚生労働省令で定める施設」はどのようなものを想定しているか。

- 「厚生労働省令で定める施設」については、病院、診療所、助産所の空きベットを活用したもの以外のものであり、市町村が独自に設置した施設など、産後ケアに特化した施設を想定。この場合、今後策定予定の実施基準を満たすことが必要。

4. 実施基準

Q10 厚生労働省令で定める産後ケア事業の実施基準の内容如何。

- 今後、省令改正において規定する予定であるが、原則として現行の運営要綱における基準をベースに規定予定。

5. 短期入所における利用人員

Q11 短期入所の利用人員に上限を設けるのか。

- 短期入所の実施に当たっては、規模の特性を生かしたきめ細やかな良質なケアを行う観点から、現場の実践例を参考にしつつ、利用人員についておおむね 20 名を上限とする旨を省令で規定予定。

6. 他の法令との関係性

【医療法及び保健師助産師看護師法との関係】

Q12 助産師が保健師助産師看護師法上の専門的な業務を行う場合には、医療法の規定に基づき、助産所としての届出が必要となる。

仮に、利用定員を 10 名以上として産後ケア事業を行う施設（産後ケアセンター）と助産所とを一体的に運営する場合には、利用者の状況により、助産所以外の部分でも助産師による専門的な業務（サービス）が求められることも想定されるが、こうした場合に助産師が業務を行うことは関係法令に照らして問題はないか。

- 通常、助産師が保健師助産師看護師法に基づく専門的業務を行う場合には医療法に基づく届出が必要となるが、今般の法改正により創設された産後ケア事業は、国の定める一定の運営基準の下で実施されるものであるため、助産所と一体的に運営される産後ケアセンター内の助産所以外の部分であっても、届出等の追加的な手続なく助産師の専門的な業務を行うことができることとする方向で検討中。

(助産所、病院、診療所との設備等の共用)

Q13 産後ケアセンターを助産所や病院、診療所と併設して運営する場合に、既存の施設や設備、人員の共用は可能か。

- 産後ケアセンターを助産所や病院、診療所と併設して運営する場合には、これらの施設が介護保険施設等と併設して運営される場合と同様に、施設や設備、人員に関してそれぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療や産後ケアその他のサービスに支障がない場合には共用を認めることとする方向で検討中。

【旅館業法との関係】

Q14 実施施設に関して、「厚生労働省令で定める施設」における旅館業法の法的適用関係如何。

- 「厚生労働省令で定める施設」については、目的、衛生面の対応状況等を踏まえ、旅館業法の適用外とすることで検討中。

【建築基準法との関係】

Q15 実施施設に関して、「厚生労働省令で定める施設」における建築基準法の用途制限との関係如何。

- 「厚生労働省令で定める施設」については、今後策定予定の実施基準を満たすこととなることから、原則、建築基準法上「病院」又は「診療所」等と同様の取扱いとすることで検討中（施設の実態も踏まえ判断）。

7. 施設整備

Q16 令和2年度予算案において計上された施設整備の内容如何。

- 産後ケア事業に関して施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において、その費用の一部を交付することとしている。
- この交付を受けるには、市町村は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画において、産後ケア事業を位置付けていただく必要がある。
- なお、施設整備に係る交付要綱は、当該省令の公布に併せて改正予定。

8. 運営費補助

Q17 今回の法改正を契機として現行の運営費補助の内容を見直すのか。

- 産後ケア事業の運営費については、改正法の施行前である令和2年度においては従前どおり。
- 令和3年度の運営費の内容については、今回の法改正を踏まえ、必要な見直しを検討中。